一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

(5)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	五三デシベルから四三デシベルまで　※
	平均値	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	四三デシベル
	平均値	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。以下同じ。）において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル

［新設］